



ごみが分別されてませ〜ん。袋がゴチャまぜ、ごみがそのまま置かれて散乱してる

悪い
集合住宅の
ごみ置き場

ごみ減量13.4%に!!

ひきつづき、減量へご協力下さい

4月から始まった、家庭ごみ有料化。その最大の目標は那覇市から出るごみの量の減量化と分別の推進です。減量効果は、有料化実施前の3月と実施後の4月、5月のごみの排出量(資源ごみ除く)は、減量目標の基準年度(平成10年度)と比較で、3月が9%、4月11%、5月13%の減少となっており、市民の分別・資源化への協力が徐々に現れてきております。しかし、まだまだ、ごみ袋の中身の分別が不十分なのが見られます。新聞紙や雑誌、かん・びんなどは、無料の資源ごみとして、各指定日に出すことで有料袋を使わずに済みます。各家庭でのごみ分別にご協力をお願いします。

◎集合住宅が課題

ごみの出し方の状況では、各家庭前に出される門口収集は、100%に近い割合でルールが守られていま

す。しかし、公営住宅、アパート等の集合住宅や、門口化の難しい地域のステーションなどでは、70%以下のところがみられ、周辺地域に悪臭等の迷惑をかけています。市では、これらのルールが守られていないステーションや集合住宅を重点的に、早朝、夜間等の現場指導を含め、継続的に啓発・指導を行っていきます。

ごみの出し方三原則

- ①きまったごみ分別をして、決められた方法で
- ②きまった日時夜から出さず、指定日の朝8時30分までに
- ③きまった場所他の場所には出さない



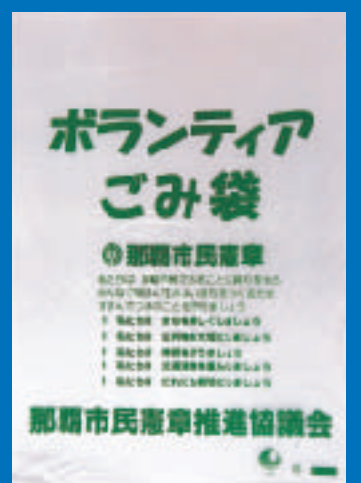
ごみがちゃんと分別されてます。キレイに出されて気持ちがいいですね

良い
集合住宅の
ごみ置き場

ボランティア袋制度の御案内

地域で道路や公園等の清掃活動を行っている一般ボランティア清掃団体等のごみ袋は、ボランティア袋をご利用ください。無料でごみ袋をさしあげています。この制度を活用するには、那覇市市民憲章推進協議会へボランティア登録申請の手続きが必要です。

詳しくは、
那覇市市民憲章推進協議会事務局
☎(866)1242
環境整備課
☎(861)3952



街をきれいにしてくれる人を応援します

総会とワークショップ開く なはエコネットワーク

市民、事業者、NPO、行政が協働で環境問題へ取り組みのために、今年3月に設立された「なはエコネットワーク」の平成14年度定期総会が5月19日に行われました。今年度の事業として、ホームページによる情報発信、イベントへの参加・企画による環境保全行動計画普及事業、会員報の発行等が決定されました。

閉会後のワークショップでは会員が今後の実践活動を考える中で参加意識を高めることを目的に「なぜできないの?&どうしたらできるの?環境にいいこと」というテーマで話し合いが行われました。

市民、事業者、NPO、行政の立場から活発に意見を交換し、「なはエコネットワーク」の今後の活動について確認しました。

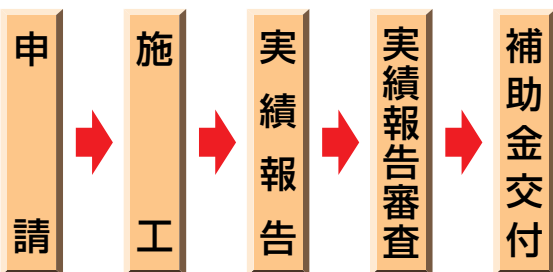
実践活動を考える中で参加意識を高めたワークショップ

あなたのご家庭に「雨水貯留・浸透施設」を!!

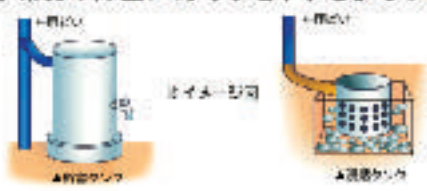
市が設置費用の一部を補助いたします。

市では平成十四年度から、雨水の流出抑制を目的として貯留施設等を設置される方を対象に、費用の1/2を補助します(限度額四万円)。

募集期間
前期 8月末まで
後期 9月1日～11月末
◎申込みが多い場合は抽選となります。



あなたの家の雨水貯留・浸透施設が地球環境の保全に寄与し地下水をまもりまします。



詳しくは 環境保全課 ☎862-9199

平成15年度

那覇市地域福祉基金助成団体の募集

助成事業：高齢者や障害者などに対する在宅福祉の向上、健康・生きがいづくりやボランティア活動の活性化に関する事業等

応募資格：助成対象事業を行う福祉団体及びボランティア団体等

助成金：1事業あたり100万円までをめどとする。

応募期間：平成14年8月1日～同年9月30日



第5回

公益信託「あけもどろ福祉基金」助成団体の募集

助成対象事業：高齢者、障害者及び児童に対する社会福祉活動を行っているボランティア団体等を支援するための施設・機器の整備等に対する助成

応募資格：助成対象事業を行うボランティア団体や法人及び特定非営利活動促進法に定める法人等

助成金額：1団体及び法人100万円を限度とした総額500万円

応募期間：平成14年7月1日～同年8月30日

お問い合わせ先 福祉総務課 ☎862-9002

宅地(保留地)売却の御案内

筆数 6筆
地積 58坪～107坪
価格 2,524.2万円～5,170.1万円
位置 小禄南土地画整理事業地区内

※詳細については小禄南区画整理事務所で案内書を配布中です。

お問い合わせ先 小禄南区画整理事務所
☎858-9112・9113

本庁市民課・国民健康保険課の窓口は毎日午後6時まで開いています。(土・日、祝日を除く)